

令和7年度第1回仙台市環境影響評価審査会 議事録

■日 時 令和7年5月26日(月) 13:30~16:00

■場 所 仙台市役所二日町第二仮庁舎(MSビル二日町)6階 農業委員会会議室
(WEB+対面ハイブリッド形式)

■出席委員 牧委員(会長)、森本委員(副会長)、石川委員、岩谷委員、内田委員、大野委員、小林委員、齋藤委員、多田委員、永島委員、横尾委員

■欠席委員 加村委員、菊池委員、陶山委員、錦織委員

■事務局 伊藤環境部長、土井環境企画課長、金久保環境共生課長、佐藤環境対策課長

■事業者

事業者1 (仮称)岩切物流施設新築計画 事業者

事業者2 (仮称)仙台市郡山北目土地区画整理事業 事業者

事業者3 今泉工場建替事業 事業者

事業者4 仙台市中央卸売市場再整備事業 事業者

事業者5 宮城丸森幹線新設事業 事業者

事業者6 (仮称)ニトリ仙台 DC 新築工事 事業者

■審議

- [\(仮称\)岩切物流施設新築計画に係る環境影響評価準備書について\(諮問第83号\)](#)
- [\(仮称\)仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について\(諮問第84号\)](#)
- [今泉工場建替事業に係る環境影響評価方法書について\(諮問第85号\)](#)
- [仙台市中央卸売市場再整備事業に係る環境影響評価方法書について\(諮問第86号\)](#)

■報告

- [宮城丸森幹線新設事業に係る事後調査報告書\(工事中その1\)\(案\)について](#)
- [\(仮称\)ニトリ仙台 DC 新築工事に係る事後調査報告書\(工事中その2\)\(案\)について](#)

■会議経過

1. 開会

事務局より、審査会成立報告

2. 資料確認

3. 審議

公開・非公開の確認

- 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息、生育場所等に関する事項があれば非公開とする→(各委員了承)
- 議事録署名 多田委員に依頼 →(多田委員了承)

(事業者1入室)

【牧会長】

今回は、(仮称)岩切物流施設新築計画に係る環境影響評価準備書について、3回目の審議となります。まずは資料 1-1 について事業者からの説明後、それらについてご議論いただき、資料 1-2 の答申案については、その後にご審議いただくことといたします。では、事業者から説明をお願いします。

【事業者1】

（資料 1-1 について説明）

【牧会長】

それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見があればお願いします。多田委員、お願いします。

【多田委員】

今回、温室効果ガス削減量の予測において、太陽光パネルの廃棄も含めていただいたということですが、資料 1-1 の 10 ページの太陽光パネルによる温室効果ガス削減量の表の年間発電量 725 万 kWh はどのように計算して算出したか教えてください。

【事業者1】

準備書(本編)の 26 ページの一番上の表 1-7 で計算しておりました。

【多田委員】

具体的には、その日射量とか、JIS(C 8907)の太陽光発電システムの発電電力量推定方法に則っているのでしょうか。

【事業者1】

表 1-7 の数値は、想定している太陽光パネルの諸元ですとか、設置枚数から出しているものです。

【多田委員】

諸元等から機械的に算出するのではなく、日射量とかその地域によって設定があって、地域によって太陽光の当たる時間とか傾きとかが違うから、それも鑑みた発電量を出していただいたほうがより正確な値になると思いますが？

【事業者1】

いえ、そうではなくて、今おっしゃったような日射量だとかその辺も考慮して、この計算をしておりますが、細かい数字はここには入れない形で示させていただいています。

【多田委員】

はい。わかりました。それならいいです。

【牧会長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【永島委員】

太陽光パネルについて質問です。今回、計算を示していただいて、「ZEB Ready 以上」ということで建物の消費エネルギーをそもそもの半分まで減らして、さらに太陽光発電で(減らす)、という計算ですが、示されている数字を改めて見ると、太陽光発電の占める割合が非常に大きいように思います。「ZEB Ready 以上」ということですが、これですと(再エネ含めた削減分が)75%である Nearly ZEB になるのかなと思いますが、その点どのようなご認識でしょうか。

【事業者1】

太陽光パネルの計画は、これで確定というものではなく、かなり最大の想定で計算をさせていただきましたので、現実的にいくともう少し変わってくる可能性はございます。

【永島委員】

今の計画通りでいくと、おそらく、ZEB Ready を超えて Neary ZEB となりそうですが？

【事業者1】

これから詳細を計画するため、そこまで実現できるかは断言できません。

【永島委員】

エネルギー的には電気だけではなく、ガス、それからオイルも少し入っているかなと思われませんが、エネルギーを全部足し上げてとなるので、もう評価されているかもしれませんが、なるべく高いレベルになるよう期待しています。

【事業者1】

これから建築の設計をどんどん詰めていきますので、その辺もまた変わってくる可能性はございます。

【永島委員】

ぜひレベルの高い、ZEB を目指していただければと。数字だけ見ると、そのように読み取れましたので、できることなら、ぜひそのまま実現をお願いします。

【牧会長】

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。3 回目ですので、大体ご意見はもう出たのかなとは思いますが。よろしいでしょうか。(追加意見なし)

それでは、準備書についての答申案の審議に移る前に、ここで事業者の方はご退出願います。ありがとうございました。

(事業者1退室)

【牧会長】

それでは、答申案について審議します。事前に配付しています資料 1-2 の答申(案)に対して、先ほどの事業者との準備書に関する質疑応答を踏まえ、何か意見等はありませんか。(⇒意見等なし)

【牧会長】

それでは、原案に賛同されたということで、よろしいでしょうか。もし、追加の意見がございましたら、後ほど事務局までご連絡いただき、最終的な文面等の調整については私と森本副会長に一任いただくという形でいかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

【牧会長】

次の審議に移ります。事業者が入りますので少しお待ちください。

(事業者2入室)

【牧会長】

(仮称)仙台市郡山北目土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書について、審議します。方法書については、今回が2回目の審議となります。

まず事業者から資料2-1の前の審査会における指摘事項への対応についての説明と、資料2-2の説明会の概要等についての報告をお願いします。

【事業者2】

(資料2-1、2-2について説明)

【牧会長】

それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見があればお願いします。内田委員、お願いします。

【内田委員】

河川敷に生息する鳥類を対象とした騒音振動の調査について教えてください。資料2-1の巻末資料③で、調査地点名が広瀬川堤防上と旧笹川堤防上とあり、堤防の上ということですが、この調査地点のイメージとしては、川が、そして河川敷があって、そこを少し上っていった堤防の上にある舗装道路のような、自動車がある程度往来するような道路脇で測定するというふうに考えてよろしいでしょうか。

【事業者2(調査担当)】

両地点とも、車が基本、往来しないエリアになります。ふだん散歩する方とかはいらっしゃいますが、車止めがあって車が入らない場所で調査をするつもりであります。

【内田委員】

では、「道路騒音」といっても、自動車の往来による騒音振動はあまり大きくないと考えられる場所ということですね。わかりました。

【牧会長】

よろしいでしょうか。斎藤委員お願いします。

【斎藤委員】

資料2-2の住民説明会の最後(番号8)で、産業廃棄物で汚染された土地があるか確認されているかという質問に対して、「文献や航空写真から土地利用の変遷を確認してまいります」と回答されていますが、これは今調査を行っているということでよろしいでしょうか？

【事業者2】

はい。その通りです。今、確認を進めているという状況でございます。

【斎藤委員】

実際、航空写真の変遷から確認というのは可能なのでしょうか。ここで言う文献というのはこういった文献を指しているのでしょうか。

【事業者2】

国土地理院で、過去の、明治期から昭和初期の地域の写真が公開されてございます。そういった写真を確認しながら進めていくことになります。

【斎藤委員】

なるほど、わかりました。併せてやはり行政資料ですとか、そういった資料もあるでしょうから、行政機関にも相談しながら確認することが必要かと思しますので、よろしくお願いします。

【牧会長】

はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

今の件に関して、素人判断ですが、そういった航空写真を見たりすることで、産業廃棄物がそこに置かれていたと判断できるものなののでしょうか。

【事業者2】

意図的に個人が運んだ(隠した)場合は別として、工場ですとかクリーニング店ですとか、明らかに産業廃棄物が発生するようなものが現地になかったか、そういう視点での調査は可能だということで、過去の開発ではこういった方式で調査をしております。

【牧会長】

要するに、国土地理院からすでに出されているような資料からもわかるという判断ですね。

【事業者2】

はい。或いは委員からご指摘があったような他の文献等がないか、行政の方にも確認したいと思います。

【牧会長】

わかりました。ありがとうございます。それでは永島委員、お願いいたします。

【永島委員】

今の点に関してですが、この区画整理事業というのは、土壤汚染対策法の調査対象にはなるのでしょうか。

【事業者2】

届出上の対象となる一定規模以上の開発(土地の形質変更)を行うため、土対法の対象となります。

【永島委員】

その一定規模は、確か 3,000 m²以上ですね。

【事業者2】

おっしゃる通りです。

【永島委員】

土壌汚染対策法の届出にあたって、(地歴)調査のやり方は決まっているので、当然それに則って行うわけですね。

【事業者2】

はい。その手続に関する書類を揃えて行政の方に提出させていただきます。

【永島委員】

わかりました。ありがとうございます。

【牧会長】

よろしいでしょうか。小林委員、お願いします。

【小林委員】

住民説明会で意見が多く出された浸水の件について、事業者としてやれることをやるというスタンスで書かれると理解しますが、区画整理事業の計画の中で書けることと、実際にそこを使われるテナントがその敷地計画すべきことがあると思います。そのあたりをどんな配分で、計画を導くことができるか教えていただけますか。

【事業者2】

雨水排水の対応に限って、というご質問ですね。

【小林委員】

はい。

【事業者2】

基本的には、区画整理事業を推進する上で、行政の基本設計協議を行う必要があります。協議先としては県の河川課で、調整地規模について審査がございます。まずは最低限、区画整理事業の中で行われる、設計基準に基づいた調整池の容量確保、安全対策を計画していこうと思っております。

その先の(土地を使う)企業に向けた、例えば地下浸透施設を作って雨水を貯めてもらうとか、雨水を貯めるための施設を造ってもらうという計画については、今の時点で、区画整理事業でやりますとは明言できませんが、そういったご心配もある地域でございますので、今後、進出企業と話す中で、そういう部分は可能な範囲で説明させていただきます。

【小林委員】

わかりました。専門ではないのですが、もともと冠水しそうな場所で盛土をすれば、その盛土のところに本来貯まるはずの水を別の場所に流さなくてはいけないと思うので、大変大きな調整池を造らざるを得ないと思います。それは仕方がないし、安全のために必要なことだとしても、やはりかなり大きい取り組みになるのかなと。かなり大きい調整池ができますので、前回も安全の話は出ましたが、その辺りも含めて、計画をうまく作っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【牧会長】

それでは、石川委員お願いします。

【石川委員】

今の調整地について、方法書の1-8(8)ページの地図に載っている2ヶ所の調整地ですね。資料2-1の1ページに、No.3に記載がありますが、調整池の大きさとしては、これ以上大きくなることはないという意味で記載されている、ということでよろしいでしょうか。

【事業者2】

大きさについては、まだ下流施設の放流可能な量ですとか、土地利用の計画等が検討中ですので、今後変わる要素はございます。

【石川委員】

水を放流する場所についても今後の検討になりますか。

【事業者2】

現在文献等で調べている範疇では、広瀬川並びに南側の旧荒川に現状の水は流れておりますので、同様の考えで放流していきたいと考えております。

【石川委員】

わかりました。次回の審査会といいますか決まり次第、どこから放流するかについて示していただきたいと思います。

【牧会長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。(⇒意見なし)

追加のご意見等がございましたら後ほど事務局に提出願います。次回の審査会では、方法書に対する答申案についてご審議いただく予定です。事業者の方は、本日出された意見等に対する方針のとりまとめをお願いします。

事業者の方はご退出願います。

(事業者入れ替え)

【牧会長】

次の審議に移ります。今泉工場建替事業に係る環境影響評価方法書について審議します。方法書については今回が2回目の審議となります。

まず事業者から資料3-1の前の審査会における指摘事項への対応についての説明と、資料3-2の説明会の概要等についての報告をお願いします。

【事業者3】

(資料3-1、3-2について説明)

【牧会長】

それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見があればお願いします。永島委員、お願いします。

【永島委員】

これから予測評価を行うにあたって、プラスチックの組成がどうなるかによって、CO2 排出量などが変わってくると思われます。仙台市の場合にはすでに製品プラスチックも集められているので、そんなに組成が変わってくるということはないのかもしれませんが、どういうふう to それを設定するかによって、結果もかなり変わってくると思いました。もし変化が生じるというようなことが考えられるのであれば、その組成について複数用意するとか、また、組成についてどういう前提条件なのかを明確にして予測評価をしていただければありがたいと考えております。プラスチックの組成が少ない場合には、おそらく助燃剤も使われると思います。

【事業者3】

プラスチックなど、ごみ質の性状につきましては、現状のごみ質の結果をもとに算出していきます。助燃剤につきましては、メーカーヒアリングを行って、どのようなもの、軽油を使うのか重油を使うのか算出していくことになります。

【永島委員】

わかりました。

【牧会長】

他にいかがでしょうか。多田委員お願いします。

【多田委員】

今回大気質のモニタリング高さが 1.5m の設定ですが、ダイオキシン類に関しては 3m で測定するというようなことが、専門外ですが自分で調べたら出てきたので、今回測定高さが一律 1.5m でよいのか、教えてください。

【事業者3】

お調べになった 3m や 10m とは、常時監視局における測定高さと思われます。常時監視局は、経年の傾向を掴む上での調査地点かと思われますが、アセスの場合は、やはり住民の方にとって一番影響のある状況を把握する目的で、1.5m の高さをベースに考えています。

【多田委員】

はい。わかりました。

【牧会長】

要するにそれがごく普通のやり方であるということによろしいです

【事業者3】

はい。ダイオキシン類の場合は、粒子状物質に吸着しやすくそれが拡散することにより影響があります。要するに、SPM、塵やほこりの影響ですので、(広域を代表する経年の傾向を把握する目的の)常時監視の場合はある程度高い場所で測定をするということが一般的です。周辺の(地上近くの)塵やほこりとかいう局所的なものの影響についてはあまり考えません。一方、今回の調査においては、地域の状況を把握するという目的なので、高さ 1.5m とします。

【牧会長】

生活をする高さを意識して設定した、ということでしょうか。

【事業者3】

はい。

【牧会長】

わかりました。ありがとうございます。森本委員、お願いします。

【森本副会長】

評価項目の選定について、大気質の中で PM2.5 が、供用時の影響のところで、一般項目ではなくて配慮項目とされています。配慮項目は事後調査をしなくてもよい、しない項目だと理解していますが、今回配慮項目とした理由は、要約書の 4-5 ページで、「PM2.5 の生成メカニズムが十分に解明されておらず、事業による寄与分を算定することが困難」と書いてあります。これはこれで理由としてはわかりますが、測定自体はできるわけですね。

PM2.5 は、少し前に(黄砂などで)話題になりましたけど、健康影響が非常に大きく心配される項目だと思いますので、ぜひとも、現状の PM2.5 の濃度がどれくらいあるのかということと、新しい施設に入れ替わったあとの事後調査でも現状からどう変化したのかという調査はしていただければと思います。

【事業者3】

現時点では、常時監視局の測定結果のような既存資料でチェックをしようと考えております。PM2.5 に準ずるものとして、SPM は測定していますので、それで傾向はつかめると考えております。測定の方は、コスト面等をトータルでふまえて、実施しなくてもいいのかなと考えております。

【森本副会長】

仙台市が出している 2019 年版の「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」には、(バイオマス火力発電所の項目選定例として)PM2.5 は簡略化項目として事後調査を実施するとありますので、これはマニュアル通りにやらなくていいのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

【事業者3】

今の施設の影響を把握するという意味では、やらなくてもいいのかなと思っています。既存の調査地点がありますので、それで把握することで、簡略化項目として考えるというのはありかと思っています。

【森本副会長】

今の環境の大気中の色々な濃度を測っているところ(一般環境大気汚染常時監視測定局)は、今回設定された影響範囲の中にもあるのでしょうか。

【事業者3】

本編の 3-8 ページに測定局の場所が示されており、その中で、事業計画地の周辺では、長町測定局と七郷測定局で調査を行っています。距離的には、長町は 2km を少し超えますが、事業計画地の西側で行われています。北のほう、七郷までの距離は 4km 程度です。これらのデータで傾向をつかむ方針でいいのかなと考えています。

【森本副会長】

今回、環境影響評価を行うのは 2km の範囲内で合っていますか。今言われた測定局はその外側ですね？

【事業者3】

はい。PM2.5 自体が広域の影響の範囲を受ける項目かと思いますので、SPM で検討すればいいのかなと。

【森本副会長】

そのあたりもう一度ご検討いただければと思います。SPM と PM2.5 が全く同じように変動するわけではないと思いますし、新しい施設の影響を確認するのであればこそ、より近い地点の状況がわかったほうがいいかと思います。

【事業者3】

はい。検討させていただきます。ただ予測に関しましては、どうしても予測の式というか、条件等その辺りが不明な部分もありますので、測定するだけになってしまいます。

【森本副会長】

はい。よろしくお願いします。

【牧会長】

ぜひその辺の件、ご検討お願いします。傾向をつかめるだろうという趣旨はわかりますが、一方で測定が可能ならしたほうがいいというのも確かに、ご指摘どおりだと思いますので。ぜひご検討ください。

他にいかがでしょうか。内田委員お願いします。

【内田委員】

今の大気についてのご指摘に関係して、前回の審査会の指摘事項への対応方針の No.4、大気質のところで「事業予定地周辺には現今泉工事以外、大きな発生源が存在しておらず」ということですが、影響評価範囲とされる 2km 圏内を横切るように仙台南部道路が、それから、東部道路とのジャンクションもあります。逆に、今泉工場からは NOx や SPM やばいじんがそれほど出なくても、南部道路等の影響を受けて、ちょうど最大着地濃度地点あたりで、この南部道路の自動車から発生したようなものと混在して値が高くなる、という可能性はないのでしょうか。

この南部道路の影響を南部道路近辺で測ることで、今泉工場から出ているものではなく南部道路の影響でこういう結果になっていると示すことができるため、事業計画地の北 1km あたりで測ることを検討されてはいかがでしょうか。

【事業者3】

要約書 5-3 ページに示すように大気質の調査地点を設定していますので、南部道路の影響については、そのうちの A-5 地点である程度把握できるのかなと思っております。

【内田委員】

ではそれで把握できるというのであれば、まあ…そうですね。A-5 地点での測定結果は、今泉工場の方でわずかしかな発生してないとしても、そのわずかしかな発生していないのと、南部道路から発生したものの合算になるわけですね。それをどうやって、今泉工場分の影響として評価するのでしょうか。このまま、指摘事項への対応方針のご回答の通り、これ以上測定地点を近場に増やすということはないということでしょうか。

【事業者3】

はい。現状の調査を行った場合には、今泉工場の影響と南部道路の影響すべてが測定結果の方に入っておりますので、特に問題はなく、調査地点を追加するまでは必要ないと考えております。

【内田委員】

両方合わせてそれで環境基準を超えないというのであれば、安心側に考えて、今泉工場は発生源としてはそれ以下であるから大丈夫、というような認識ですかね。

【事業者3】

そうですね。

【内田委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【牧会長】

今の件も含めて、次回までにそのことがはっきりわかるご回答をお願いします。

他にいかがでしょうか。横尾委員お願いします。

【横尾委員】

資料 3-1 の 2 ページの No.3、水害について、回答の意図がよくわからないので確認させてください。3m 未満の浸水があり得るので対策をされる、という回答ですが、その対策が 3m 未満の浸水に対して耐えられるのか耐えられないのか、できるなら記述されたほうがいいかなと思います。

というのは、もし浸水で工場の稼働が止まってしまうと大変なことになりまして、当然環境影響も出てきますので、重要なポイントかなと。事業の継続性という点で、3m の浸水があったとしても、稼働継続できるように設計されているのかという点は、どうなのでしょう。

【事業者3】

今泉工場建替事業の基本計画の最終案を作成しているところですが、中間案でも、この 3m 未満の河川の氾濫に対しまして、何案か選定した中から一つ選んでいます。3m 未満の氾濫に対しまして、1.5m の造成工事(盛土)を行い、残りの 1.5m については建物の 1 階部分をコンクリート性の外壁にして、開口部となるシャッターと扉については、防水性能のある止水シャッターや止水扉を採用し、盛土と合わせて 3m 未満の氾濫に対応するような、基本計画の中間案になっております。

【横尾委員】

その記載の意味合いとしては、工事発注する時にそこまでの性能を指定して発注するということでしょうか。

【事業者3】

性能発注ですので、それ以上となることもありえるかもしれませんが、そのあたりは、きちんと発揮できるように、要求水準書にも書く予定としております。

【横尾委員】

だとすると回答のところにも、そういう書き方の説明があったほうがいいと思います。対策されるとは書いてあるものの、どこまで耐えられるかということが運用上非常に重要だと私自身は感じましたので、ご検討いただければと思います。

【牧会長】

今回の回答で、ぜひ配慮をお願いいたします。他にいかがでしょうか。

【小林委員】

先ほどからいくつか質問が出ている大気質について質問です。資料 3-1 の 3 ページの No.6 で、先ほどお話があった(大気質の測定高さ)1.5m という点について、高さ方向の予測は実施しないと、対応方針が書かれております。この予測には、CFD(Computational Fluid Dynamics、流体解析)を使わないのでしょうか。いわゆる流体計算(ソフト)を使えば、3 次元的に数字が出てくるとは思います。

【事業者3】

そうですね。予測自体はやっていますが、アセス図書に載せるのは、1.5m の結果のみとなります。

【小林委員】

そういうことですよね。

【事業者3】

そうです。(高さ方向の計算を)全くやってないわけではなくて、お示しすることはしないということで。

【小林委員】

示して困るものではないと思いますが、それを示さない理由は？

【事業者3】

示すとなると相当のボリュームになりますので、あえてその高さ方向に注目するのはどうなのかという考え方がありますので、1.5m のみの予測を掲載します。

【小林委員】

1.5m というのは、高さ 1.5mでの平面上のコンター図？

【事業者3】

そうですね。平面分布図のような。

【小林委員】

排気は上方から出てくるものなので、煙突を中心にして、1 地点分ぐらい高さ方向の図を作ると、縦の分布が見えるのではないかと、素人的には思います。

【事業者3】

はい。どういうふうにお見せするか、また検討したいと思います。

【小林委員】

何地点もの図を見せる必要ないですが、上下方向の分布を示すことで、こんなに広がって薄くなって大丈夫というような見え方になるのか、いずれにしてもその判断材料があれば、今後も同じ質問は出ないでしょうし。

【事業者3】

はい分かりました。検討いたします。

【牧会長】

ぜひご検討お願いいたします。よろしいでしょうか。追加のご意見等がございましたら後ほど事務局に提出願います。

次回の審査会では、方法書に対する答申案についてご審議いただく予定です。事業者の方は、本日出された意見等に対する方針のとりまとめをお願いします。事業者の方はご退出願います。

(事業者入れ替え)

【牧会長】

では、次の審議に移ります。仙台市中央卸売市場再整備事業に係る環境影響評価方法書について、今回が初めての審議となりますので事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本方法書につきましては、5月19日から1ヶ月間縦覧を行っており、意見書の提出期限は7月2日までとなっておりますので、意見書の有無及び内容については、次回以降の審査会でお知らせします。なお、通常通り、方法書について、審査会で3回審議を行っていただいたうえで答申をいただく予定です。

方法書の内容につきましては、別冊資料4に基づき、事業者から説明していただきます。事業者の方、よろしく願います。

【事業者4】

(別冊資料4について説明)

【牧会長】

ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問・ご意見ををお願いします。

【内田委員】

方法書4-1ページ以降で示される評価項目の選定に関して、かなり数多くの配慮項目が設定されています。また、アスベストは有害物質ですが、簡略化項目に設定されています。このアスベストについては、存在が確認された場合には(大気汚染防止法等の規定に基づき)調査を行うことになると思いますが、それは環境影響評価の枠組みの中で行うのか、つまり一般項目に置き換わるのか、というのが一つ目の質問です。

もう一つ、評価項目の選定において、一般項目ではなく配慮項目が多く設定されていて、例えば悪臭では供用のみ配慮項目が設定されています。その選定理由として、4-5ページに「これまで同様、外部に漏洩さ

せない対策を実施する計画であることから配慮項目とする」とあります。つまり、これまで通りやるから、配慮項目に設定して調査や予測は何も行わないという理解でよろしいでしょうか。

【事業者4】

まずアスベストにつきまして、簡略化項目として選定をさせていただきます。こちらは現時点において存在が確認されたわけではございませんが、既存施設の建てられた年度、築年数等から考えると、入っている可能性が高いだろうと考えております。アスベストが確認された場合は、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づき、調査、除去作業を実施することになりますので、環境影響評価の中での調査ではなく、これらの法令や規則に基づいて処理し、定性的に予測をさせていただくことになりますので、簡略化項目としています。

続いて、悪臭に限らず今回非常に配慮項目が多いのは、現状における利用と建替後では特に大きく形態が変わらないという前提での選定となります。当然悪臭についても、事業の特性上、魚や野菜等の一時的な保管場所にはなりますので、全く悪臭の発生源が無いわけではないのですが、現施設においてしっかり漏えいしないような対策は取っておりますし、それが新しい施設になったとしても基本的にはその方針は続けていき、むしろ施設が新しくなりますので、そういった対策技術も向上することもあるかと思えます。つまり、悪臭のような環境影響要素は出る可能性はあるということでの選定ですが、調査予測をすることはなく、そういった対策を配慮して示していくという趣旨での項目選定となります。

【内田委員】

有害物質であるアスベストに関しては、別の法律の枠組みに則って調査を行うということで了解しました。どうもありがとうございます。

【牧会長】

よろしいでしょうか。多田委員、お願いします。

【多田委員】

今回、動植物に関しては配慮項目ということですが、卸売市場は結構古い建物で、木々もかなり歴史があり、実際は建物の周辺に木が多くある状態で、鳥獣保護区でもあるので、それらの木のある辺りにどんな動物がいるか調べていただいたほうがいいのかと。今回伐採される場所もあるということなので、その影響が小さいことを示すためにも、事前に調査していただいたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事業者4】

はい。ありがとうございます。動物植物につきまして、ご指摘の通り敷地の周辺、敷地境界に街路樹等が植えられています。こちらについては、現時点でどの部分まで伐採・残置するかという詳細は決まってはおりません。

ただ、計画によっては(影響が出る)という前提(での配慮項目の選定)でございます。確かに、どういう動物がいるかというのは興味のあるところではありますが、既存資料等によると重要な種は出ていないという状況ですので、我々としては現地調査をして重要な種がいるかどうか確認することまでは考えてはおりませんでした。そこについては改めて検討させていただきたいと思えます。

【牧会長】

よろしいでしょうか。永島委員、お願いします。

【永島委員】

今までのご意見と重なる部分もありますが、環境アセスメントの基本的な考え方として二つあると思っておりまして、一つ目は、実際の状況に応じた或いは必要性に応じたメリハリのついたアセスメントをするということが大事かと思っております。もう一つは、環境アセスメントにあたっては、できる限り環境保全を追求する、環境を良くしていくということを含めて検討する意味合いがあると思っております。そういう観点からすると、今の基本的な考え方として、現状より悪くなることはないから供用後については配慮項目にするというのは、この環境アセスメントの基本的な考え方と違っているのかなというふうに感じております。

その上で、具体的に申し上げますと、特に私が気になったのは温室効果ガスの部分です。温室効果ガスについては、これからまさに目標も厳しくなって、より対策を進めていく必要性がある中で、配慮項目ではなく一般項目にする必要があると思いますし、卸売市場はいわゆる物流施設そのものだと思うので、物流施設の新設と考えると、今までも(仙台市の環境アセスメント対象事業の審議でも)いろんな意見が出されており、なおかつ、本事業は公的な施設ですので、物流施設の中でもトップを追求するという位置付けにあってしかるべきではないかと。また仙台市として脱炭素化先行地域に選定されている地域があることも踏まえれば、そういう意識を持ってやっていただくことが重要ではないかと考えております。

そういう観点から、ぜひ一般項目としていただいて、ZEB等の記載もありますが、太陽光発電をはじめとした再エネの導入等も入れていただくとともに、卸売市場であれば冷凍冷蔵施設も作られると思うので、そういう施設におけるフロン対策にも取り組んでいただきたい。代替フロンには非常に大きな温室効果があり、国全体でもなかなか取り組みが進んでいない部分もあると思うので、こういった部分についても予測評価の中に入れていただいて、どれぐらいの排出があって、どれぐらい対策がとれるのかということも考えていったほうがいいのではと思った次第です。検討のほどよろしくお願いいたします。

【事業者4】

はい。配慮項目としたものについては、できる限り事業者として、周辺への影響の回避低減という側面から、こういった取り組みができるかというところを文章でまとめていくつもりです。数値として何%ですとか何割ですとか、そこまで具体には示すことはできませんが、事業者としてのベスト追求という方向で記載を考えております。

今ご指摘のあった、供用後の二酸化炭素と有害物質その他の温室効果ガスについては、どの程度までそういった配慮(項目)から一般項目に近付けることができるのかについて、改めて検討させていただきたいと思います。

【牧会長】

永島委員、それでよろしいですか。

【永島委員】

はい。ぜひよろしくお願いいたします。

【牧会長】

はい。他にいかがでしょうか。

【小林委員】

永島委員からアセスの精神に則ってというご意見がありましたが、自分も同じことを考えていたところで。やはり温暖化対策について、本事業は同じ場所での再建になりますので、基本的には同じ場所でグレードアップしていく計画だと理解しています。

その中で、従来よりも、CO2 を出さないですとか、建築だと建材のエンボディドカーボンについて盛んに言われるところがございますので、総合的に炭素を減らすという視点を入れて、少しでも良くする取り組みに繋がればいいのではないかと思います。項目の選定においてはもう少し重みを持たせてはいかがでしょうか。

【事業者4】

基本計画を作っているところで、環境アセスの調査とはまた別に施設計画を作っているというところで、今まさにこれから検討していくところですので、できるだけ環境配慮はさせていただきたいと考えております。

ご指摘の通り、市場というのは、冷蔵庫のような設備でガスを多く使うところですので、できる限りのことはさせていただくよう、これから現実に計画をしていくことになります。

【小林委員】

ぜひよろしくをお願いします。

【牧会長】

岩谷委員、お願いします。

【岩谷委員】

方法書 1-9 ページの施設配置計画について、お伺いしたいと思います。計画地の東側に国道 4 号があり、最近箱交差点の改良工事が行われて車の流れがだいぶ変わったかと思いますが、さきほどの議論にもあったように、建替え後にはバージョンアップするという意味で、今までの車の入り方等から最適化されているのでしょうか、というのが 1 点目です。

それから、同じページの下図に「ループ道路」が示されていますが、計画地内のループ道路で東の方に抜けて国道 4 号のほうに突き抜けていきそうにも見えますが、これは問題が出たりしないのか、確認したいです。

【事業者4】

まず現在のトラック等の動線について、当然再整備にあわせてこれから検討していくわけですが、基本的には現状と大きく変わりません。北西門と北東門と南側の正門、それから西門を使ってトラック等が入って出て行きます。着工後は工事車両も入ってきますので、それに向けて動線等を検討していく必要があると考えているところです。

ループ道路につきましては、この図の見ただけでは国道 4 号に突き抜けるように見えますが、敷地境界には基本的にはフェンス等ありまして、東側には抜けていけない、つまり行き止まりになっています。ループ道路はあくまでも、その手前の南北方向の道路から南の方に回っていくようなイメージでございます。この図はいろいろ略しているので分かりづらくかもしれませんが、実際はそういう状況です。

【岩谷委員】

わかりました。せっかく改良した計画だと思うので、動線も引き続きご検討いただいて、よろしくお願いします。

【牧会長】

ほか、いかがでしょうか。(追加意見等なし)

それでは、追加のご意見等がございましたら後ほど事務局に提出願います。次回は本日の意見等について事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思います。事業者の方はご退出願います。

(事業者入れ替え)

4. 報告

【牧会長】

では、次第の4 報告に移ります。宮城丸森幹線新設事業の事業者から、資料5についての説明をお願いします。

【事業者5】

(別冊資料5について説明)

【牧会長】

ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問、ご意見を願います。多田委員、願います。

【多田委員】

動物で環境保全対策を行ったトウホクサンショウウオやヒメギフチョウについて、結構卵が生まれたというような結果でよかったなと思っていますが、今回哺乳類の中でネズミが見えなくなっていて、鳥類でも、そのネズミを食べるチョウゲンボウのような肉食系の種があまり見えなくなっています。今後こういったことに対して、何か対策は考えられるのでしょうか。食べられる側と食べる側の両方がいなくなったように思えて、特にネズミは食べ物が減っていなくなったのか、その辺りどうでしょう。

【事業者5】

基本的には継続して調査を進めて参りますが、詳細につきましては、次回の報告までに取りまとめて、再度報告させていただきたいと思います。

【多田委員】

はい。わかりました。もう一つ、魚類は4 地点で調べていただいている(資料5の6-110ページ)、実際こういった魚の減少には水質がかなり関与するものですが、今回の水質では、4 地点のうち地点W2のみで水の濁度を調査されています(資料5の6-46ページ)。もっと前に、計画段階で指摘すべきだったのかもしれませんが、魚類については地点W2だけではなく4 地点で調査していただいているので、できればそれぞれの地点の水質も併せて示していただくと、魚の変化(いなくなった理由)がわかると思われます。そういった結果を付け加えていただくことは可能でしょうか。

【事業者5(調査担当)】

調査担当から、まずは、最初のご指摘のネズミが確認されていないことについてお答えします。今回、工事中の事後調査ということで、調査方法を一部簡略化させており、ネズミを捕まえるためのトラップ調査を実施していないということもあって、今回ネズミが確認されていないという結果になります。調査地点の環境が大きく変化していないところでは、今まで通り普通にネズミは確認されると思っております。

続きまして、チョウゲンボウについてですけども、この地域のおよそ 7 割以上が森林ということで、開けた環境を好むチョウゲンボウがあまり寄りつかない場所ということもあって、そもそもあまり確認されない場所とご認識いただければと思います。

最後の魚類の調査地点における水質についてですが、浮遊物質量、濁度については、後半の工事現場直後から流れているものということで、1 ヶ所のための調査結果を示しておりますが、水質については 4 地点とも、4 つの川すべて同じ場所を実施しておりまして、大きな変化はないという結果が出ており、(魚類の調査結果は)水質の問題ではないと思われます。魚類の種類数が確かに減少はしていますが、減ったのはこの場所にもともと生息していない外来種であったり、たまたま上流側から流れてきたような種類であったりと、普段からいるような種類ではないものということで、大きな問題は起きていないという認識であります。

【多田委員】

できれば、当初の計画にはなかったのかもしれませんが、今回(他の 3 地点の)水質も測定されて、水質は問題ないというのであれば、それは報告書の中に書いていただくか、データを出していただけるのなら、魚類調査結果に水質を追記していただいたほうが、今後のために良いかなと思います。

【事業者5(調査担当)】

はい承知いたしました。

【多田委員】

お願いします。

【牧会長】

植物について 1 つ質問です。調査は今回で終わりではないですよね？といいますのは、定着をしたかどうかというのを、移植した 2 週間後に見ただけでそれで大丈夫という結論になっているようですが、さすがに移植後 2 週間程度の期間だけで、移植が成功したとまでは言いづらいと思います。その辺いかがでしょうか。

【事業者5(調査担当)】

植物に関しましては、移植後の 2 週間後もしくは 1 ヶ月後にきちんと根づいているのか確認しまして、それで移植終了、移植は成功したという判断でやらせていただいております。ただ一応、それではちょっと不安だということであれば、今後もう 1 回同じ場所に移植を成功しているかというのを確認していきたいと思います。

【牧会長】

例えばヒメフタバランのような菌と共生している植物が、一旦植え替えたぐらいであればすぐには枯れませんが、例えばそれが 1 年経つと多くが枯死するということは十分考えられるので、今回で終了とはせずに、今後の確認もぜひお願いできればと思います。

【事業者5(調査担当)】

はい、承知いたしました。

【牧会長】

はい。他にいかがでしょうか。大野委員お願いします。

【大野委員】

再予測評価項目のうち、ヘリの影響についての説明が少しわかりづらくて。クマタカの行動圏をヘリが通るということで、(資料5の9-9ページ:ヘリの飛行回数増加に伴う影響予測)「2025年及び2026年の繁殖状況を調査し、新たな営巣地が送電線及びヘリの1.5km以上離れた場所に位置すると判明した場合は、(中略)繁殖期・非繁殖期に限らずヘリコプターを稼働する」と書いてあります。また、「新たな営巣地が確認されなかった場合については、再度学識者との協議の上、ヘリの稼働時期を決定する」とありますが、その「新たな営巣地が確認されなかった場合」について、実際にどう対応するのかご説明いただきたいです。

【事業者5】

新たな営巣地が確認されなかった場合につきましては、先ほどの図の範囲のどこに巣があるかわかりませんので、ヘリを飛ばしていいかどうかという判断がどうしても難しくなってしまいます。そこで、例えば調査飛行を行ったり、もしくはもう安全側を見てコンディショニングを実施しながら、ヘリを飛行させるような手段を取るなど、実際にその状況になってみないとわからないところはあるものの、学識者から助言をいただいた上で稼働状況を決定していきたいと考えております。

【大野委員】

新たな営巣地が確認されなかったっていうときは、どこにあるかわからないから、もう一度相談してあった場合に影響を受けないように決定する、という考え方で大丈夫でしょうか。

【事業者5】

はい。

【大野委員】

はい。ありがとうございました。

【牧会長】

岩谷委員、お願いします。

【岩谷委員】

私もヘリの件です。資料5の6-17(125)ページ、6.2 騒音(ヘリコプター飛行による騒音及び低周波音を含む)と書いてありますが、実際に今回、調査期間中にヘリコプターの稼働はどれくらいあったのでしょうか。

それから、今回示されている L_{Aeq} (等価騒音レベル)の値については、測定の中でいろいろ時間変動があるとは思いますが、どういう代表値としてこれを載せているのでしょうか。

【事業者5】

1点目のヘリの稼働があったかどうかにつきましては、今回の調査期間については、この地域のヘリ稼働はございません。来年度以降ヘリが稼働する予定となっています。

もう1点のご質問につきまして、 L_{Aeq} をどのような時間帯について評価しているかについては、それぞれの環境基準に従い、昼間は6時から22時、夜間は22時から6時についての評価を記載しております。

【岩谷委員】

ずっと測定している中で、時間変動があるわけですね。そのどの代表値を取っているのでしょうか。

【事業者5】

昼間は6時から22時まで、夜間は22時から6時までの間でそれぞれ連続測定し、1時間ごとの平均値を平均した値を記載しております。

【岩谷委員】

そうですね。であればそういうふうに書いていただければと思います。

それから、ヘリはこれから飛ぶというふうにお答えいただいたと思いますが6-17(125)ページのタイトルには「含む」と書いてありますので、誤解がないような形で記述を改めていただければと思います。

【事業者5】

はい、承知いたしました。そちらは修正させていただきます。

【牧会長】

では続いて、永島委員をお願いします。

【永島委員】

説明の中にあっただのかもしれませんが、6-203(311)ページの工事による重機の稼働に伴うCO₂の排出量について、予測値に対して1%ぐらいということですが、これはどういう理由でしょうか。

【事業者5】

今回報告した事後調査結果につきましては、予定通りに進捗しなかった部分も含めての結果と認識していただければと思います。

【永島委員】

そうだとすると、2)検討結果として、「前述の保全措置を実施し、(中略)低減が図られているものと評価」と書いてありますが、そうではなくて、工事の進捗によるということであればそのように書いていただいたほうが、誤解がないかと思います。

それから、タイトルが「二酸化窒素」になっていますが、正しくは「二酸化炭素」だと思われるので、修正いただいたほうがよろしいかと。

【事業者5】

はい、承知いたしました。ご指摘のとおり修正させていただきます。

【牧会長】

ほかいかがでしょうか。(⇒なし)

本日の意見等を踏まえ、事後調査報告書のとりまとめをお願いします。事業者の方はご退出願います。

(事業者入れ替え)

【牧会長】

では、次の報告に移ります。(仮称)ニトリ仙台 DC 新築工事の事業者から、資料 6 についての説明をお願いします。

【事業者6】

(資料6について説明)

【牧会長】

ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問ご意見お願いいたします。大野委員、お願いします。

【大野委員】

騒音の、予測結果と事後調査結果を比較されているところについて質問です。予測結果(資料 6 の 6.4-53(145)ページ以降)によれば、工事区域の敷地境界近辺で騒音レベルは最大で 82dB という説明でしたが、資料6の 6.2-6(84)ページには評価書予測値は 66dB とあり、これは違う値の話でしょうか。

【事業者6】

確認します。ただご指摘の予測結果については、評価書の値を参照しているはずですが、先ほどの説明で申し上げた数値と違うというのはご指摘の通りでございます。これはおそらく 66 と 67 になるのではないかと。改めて確認させていただければ。

【大野委員】

確認をお願いします。また、供用後のコンテナルートの騒音についてはぜひ予測していただきたいとお伝えしておりますが、これは供用後の事後調査で対応いただけるのでしょうか。

【事業者6】

はい。供用後の調査では、運搬ルートにおいて騒音・振動を測定する予定ですので、その際に実測値も出ますし、車両台数からの予測値も推定できると考えております。

【大野委員】

鳥類や昆虫類の数が減っているのがこの工事単体の影響かどうかは断定しづらい、というのは確かに分かりますが、やはり騒音は鳥類に大きく影響を与えますので、ぜひ供用後について確認をしていただきたいです。それから、光害についても、ぜひ注意深く慎重に調査をしていただければと。

【事業者6】

はい。環境調査項目としては、光の明るさについて特段想定はしておりませんが、今後の調査時に実際のどの程度明るかったかとか、光源がどういうふうにあたっていたかというのは確認して報告できると思います。いただいたご指摘にもとづき、影響の分析等も行なって参りたいと考えております。

【大野委員】

はい。よろしくお願いいたします。

【牧会長】

他にいかがでしょうか。特にございませんか。小林委員、お願いします。

【小林委員】

以前ご説明いただいたかもしれませんが、この調査報告は工事が一応完了した段階なので今回直接の関係はないのですが、供用後に太陽光発電が屋上に設置され、PPA (= Power Purchase Agreement : 電力購入契約) でやるという計画でしたよね。PPA のメリットとしては事業者(電力購入者)の発電施設への初期投資が軽くて済むということが言われますが、本事業においてはどのような経緯でその形式での設置とされたのでしょうか？

【事業者6】

評価書までの段階で、太陽光パネルに鳥等が当たったりするのではないかと審査会でご指摘がありまして、供用後の動物調査の際には、実際そういう影響が生じているのか、衝突事故等が起こっているのが、ということも確認する予定ではございます。そういう影響が確認されなければ現在の計画どおりになりますが、万が一、鳥類がパネルに当たってしまったら、パネル配置をどのようにしたらいいのかということについて、改めて仙台市とも相談させていただくことになるかと思います。

【小林委員】

どちらかというと質問の意図としては、供用後の CO2 等の制限について、太陽光発電を使うと(プラスの)効果が出ますよね。その際、PPA の契約方式をどう扱うかという話です。PPA(で電力を他から購入する形)とは言え、その電力は本事業の施設に使うわけなので、その分は本事業の施設の CO2 削減量に入ってくるのでしょうか。PPA でも電力購入分は本事業ではカウントしないとしたら、パネルに鳥類が当たってしまうみたいな話も出ると、本事業としてはネガティブな環境影響評価になってしまいそうで、気になったので質問しました。

【事業者6】

評価書で、屋上に設置する太陽光発電の発電量を推計しており、それと同量の電気を PPA で一般配送電事業者から購入した場合の CO2 換算量も示しています。同じような考え方で、供用後の事後調査報告において、発電量がどれぐらいか、値を出すことはできます。

【小林委員】

PPA の太陽光発電による CO2 削減効果も含めれば環境的な取り組みだと思いますが、本事業だけを見ると(太陽光発電による CO2 削減効果を除くと)、建物の屋上にピカピカの太陽光パネルがついていて、鳥類への影響が考えられるとなると、生物環境に対してネガティブな影響が出る、事業としてネガティブに評価されてしまうのではないかと、というのが気になりまして。その点が事業の価値としてどういうふうに判断されるのかは正直分かりませんが、ポジティブとネガティブの両面から評価をしないといけないのかなと思いました。

【事業者6】

購入電力は自家消費の予定なので、いずれにしても CO2 削減になると考えております。

【小林委員】

PPA という契約上の形態というだけ(で、太陽光発電による CO2 削減効果はある)ということですね。わかりました。

【事業者6】

はい。

【牧会長】

ほかにいかがでしょうか。(⇒なし)

本日の意見等を踏まえ、事後調査報告書のとりまとめをお願いします。事業者の方はご退出願います。

(事業者退出)

5. その他

・追加意見の提出期限について

6. 閉会